

(仮称) 和泉市北西部認定こども園整備基本計画
(国府幼稚園・和泉保育園の統合園)

令和6年3月

和泉市教育委員会

目次

1	基本計画策定の目的.....	1
2	基本計画の位置付け.....	1
3	基本計画策定にあたっての現状と課題.....	2
	幼児教育・保育を取り巻く現状と課題.....	2
	国府幼稚園・和泉保育園の現状.....	4
4	北西部認定こども園の整備についての検討.....	7
	新園の建築について.....	7
	認定こども園化について.....	7
	定員について.....	8
5	建築上の条件等.....	10
	計画概要.....	10
	関係法令諸条件.....	11
	計画地周辺のインフラ整備状況.....	11
6	整備の基本方針.....	12
	和泉市の教育・保育目標.....	12
	北西部認定こども園整備の基本方針.....	12
	地域子育て支援センター「ぶらんこ」.....	13
	保育サービスの方針.....	14
7	各諸室等の考え方・必要設備.....	15
	施設整備基準.....	15
	概要・必要設備の検討.....	16
	各部屋の考え方・必要設備.....	17
8	施設整備計画.....	24
	全体配置計画.....	24
	園舎計画.....	26
	各室面積表.....	29
	工事ステップ図.....	30
9	事業スケジュール.....	32

1 基本計画策定の目的

本市では、平成13年度以降、公立保育所の民営化を推進するとともに、保育枠の拡大を図り待機児童の減少に努めてきました。

一方、幼稚園での教育においては、保育ニーズの多様化を背景に、近年は公立・私立ともに定員割れが続いています。

子育てに関する新たなニーズや在宅子育て家庭への一層の支援、また公立施設として必要な役割を確実に果たすことが求められる中、公立保育所及び公立幼稚園の再編整備のための基本的な考え方を明らかにするため、平成30年に「公立保育所・公立幼稚園のあり方について（以下「あり方」）」、また、令和元年には「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針（以下「整備方針」）」を策定し、施設の拠点園化及び再編整備を進めています。

あり方、整備方針では、次の基本的な考え方を定めています。

○公立保育所・公立幼稚園の再編整備については、他の公共施設の再編整備を見極めつつ、運営経費や維持管理費用の低減を図りながら、民間園との役割分担と連携強化に努め、待機児童解消や教育・保育の質を高めるために行う。

○今後の就学前児童の人口減少傾向を踏まえ、適切な認可施設数を維持する観点から、公立園については、子育て支援に関する先駆的な研究や指導を実施する地域の拠点園を認定こども園として整備する。

国府幼稚園・和泉保育園の認定こども園化についても、あり方・整備方針に基づき、拠点園の整備の一環として行われるもので、具体的には、国府幼稚園、和泉保育園を統合し、教育センター等跡地に公立認定こども園を移転再整備する予定です。

本計画は、これまでの検討課題を整理するとともに、施設整備にあたっての検討を進め、今後、基本設計や実施設計を行う際の基礎的な内容を示すものとして策定するものです。

2 基本計画の位置付け

この基本計画と上位・関連計画との関係性は以下のとおりです。

和泉市こども・子育て応援プラン

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、和泉市では「第2期和泉市こども・子育て応援プラン」を策定しています。

その中の、第4章「総合的な施策の展開」中の「保育・教育施設・設備の整備・充実」の

項で、公立園運営事業の取組みとして「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針に基づき再編整備します」としています。

また、第5章「量の見込みと確保方策」において、教育・保育の確保方策として北西部認定こども園を位置づけています。

和泉創発プラン

第5次総合計画の実行計画として令和2年3月に「和泉創発プラン」が策定され、令和4年12月に改訂されています。

その中の「第3章 プランの取組項目」「2. 公共施設マネジメントの主な取組」において、北西部地域公共施設再編成事業について「旧市立病院跡地への消防本部・和泉消防署庁舎の移転・建替を行うとともに、旧市立病院南館について、施設の最適化の観点から、周辺に点在する公共施設の集約化、跡地活用の検討にあわせて、（仮称）総合防災備蓄センターの整備を進める」としており、「国府幼稚園、和泉保育園を統合し、教育センター等跡地に公立認定こども園を再整備」するものとして、公立認定こども園建設工事を位置づけています。

和泉市公共施設等総合管理計画

本市における公共施設等の管理に関する基本方針を定め、財政状況や人口減少等の社会情勢の変化に対応するために、公共施設等の効果的かつ効率的な管理を目指して、平成29年3月に「和泉市公共施設等総合管理計画」が策定され、令和4年12月に改訂されています。

その中の「第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について」中の「1 施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方」で、「令和9年度（2027年度）に認定こども園を整備し、国府幼稚園及び和泉保育園については廃園の上、除却し、土地の借地解消を予定しています」として、公立認定こども園建設工事を位置づけています。

3 基本計画策定にあたっての現状と課題

幼児教育・保育を取り巻く現状と課題

近年、保育現場では、子どもや、子どもの家庭環境の多様化への対応が求められています。（具体的には、経済的な課題を抱える家庭、外国にルーツのある子どもの増加、地域とのつながりが希薄になり子育てへの不安を抱える保護者など）

また、和泉市では待機児童が発生していますが、全国的には4年連続で待機児童数は過去最少となっており、定員割れしている保育所も出てきています。

こうした状況から、幼児教育・保育については「待機児童解消」という量的な課題の解消

から、教育・保育の質の追及へと課題が変わりつつあります。

また、令和5年4月に新設されたこども家庭庁によると、子育てで孤独を感じやすい未就園児を保育所等で定期的に預かるという、「こども誰でも通園制度」が創設され、今後本格実施していくことが予定されています。

今後、保育所等には、多様化する園児の保育にとどまらず、地域子育て相談機関として、妊産婦や子育て世帯の身近な相談に応じるなど地域の子どもにより深く関わっていく必要性が高まっていくものと考えられます。

国府幼稚園・和泉保育園の現状

(ア) 国府幼稚園



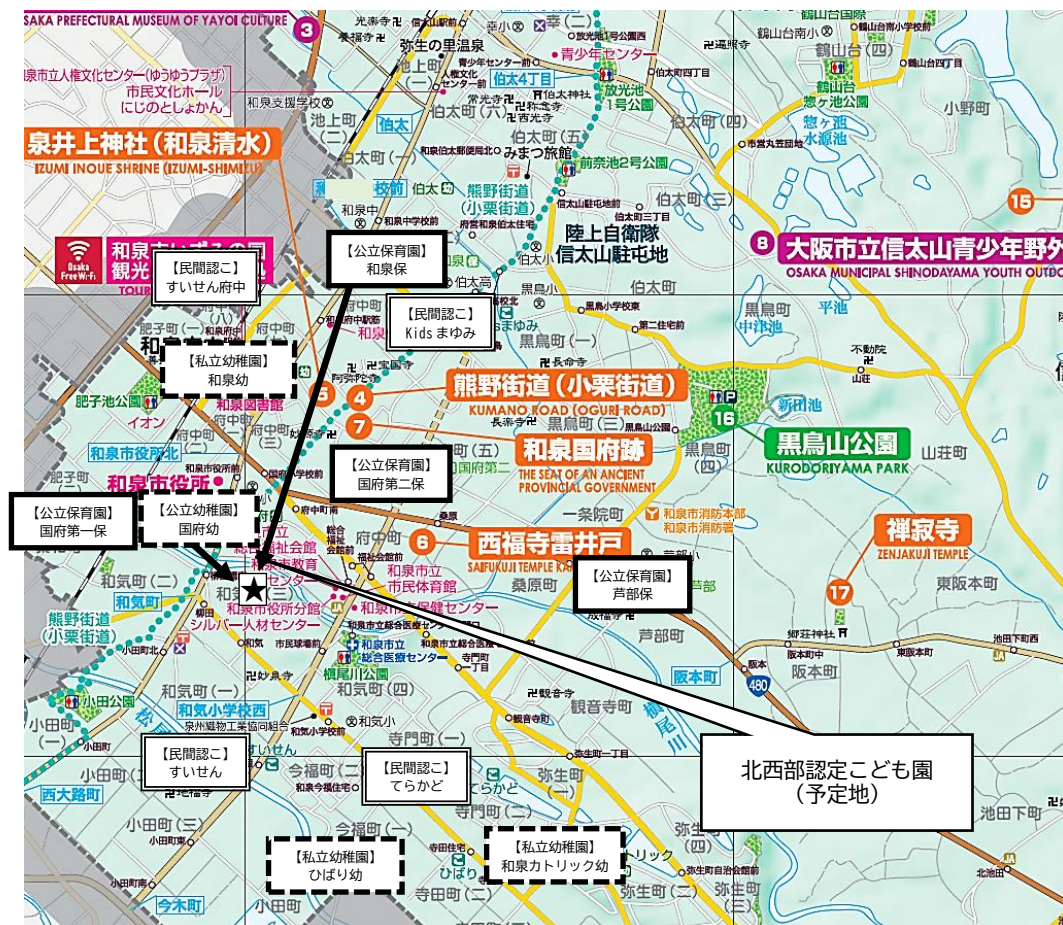
所在地	和泉市府中町四丁目 14 番 8 号		
建設年	平成 6 年	構造	RC 造 平屋建て
敷地面積	2,946 m ²	延床面積	1,144 m ²
園庭面積	884 m ²	定員	105 人
園児数	49 人(R5.4.1 時点)		

(イ) 和泉保育園



所在地	和泉市伯太町二丁目 5 番 16 号		
建設年	平成 7 年	構造	S 造 2 階建
敷地面積	1,884.29 m ²	延床面積	1,188 m ²
園庭面積	522 m ²	定員	120 人
園児数	117 人(R5.4.1 時点)		

① 北西部地域の保育園・幼稚園・認定こども園の位置図



- ・・・保育園（公立：国府第一保育園、国府第二保育園、和泉保育園、芦部保育園）
- ・・・幼稚園（公立：国府幼稚園、民間：和泉幼稚園、ひばり幼稚園、和泉カトリック幼稚園）
- ・・・認定こども園（民間：すいせん保育園、すいせん府中保育園、てらかど保育園、Kids まゆみ）

②北西部地域の児童数等の推移（単位：人）

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R4 年度	R5 年度
就学前児童数	2,844	2,688	2,550	2,400	2,346	2,286
保育施設への入所申込人数	1,195	1,217	1,240	1,207	1,216	1,232
保育定員数 (民間園を含む)	991	1,003	1,015	1,099	1,125	1,135

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
就学前児童数	2,211	2,156	2,100	2,045
保育施設への入所申込人数	1,216	1,205	1,198	1,188
保育定員数 (民間園を含む)	1,223	1,223	1,223	1,223

令和 6～7 年度は「新子育て安心プラン」上の推計値。それ以降は、プランと同様に

- ・就学前児童数：過去 3 年間の人口増加率平均×前年度就学前児童数予定数
- ・申込率：過去 3 年の増減率平均×前年度申込率+1%

として推計

- ・就学前児童数・入所申込人数ともに、緩やかに減少する推計になっています。
- ・大規模な住宅やマンションの開発が行われる予定はありません。
- ・令和 6 年度に民間のひばり幼稚園が認定こども園化し、北西部地域の保育定員が 100 名増加します。
- ・整備方針により、芦部保育園は令和 8 年度に、国府第二保育園は園児数及び就学前児童数の推移を慎重に見極め、統合民営化を行う予定です。

③国府幼稚園・和泉保育園の園児数の推移（単位：人）

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R4 年度	R5 年度
国府幼稚園 (定員 105 人)	79	79	79	57	58	49
和泉保育園 (定員 120 人)	130	125	126	126	123	117

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
国府幼稚園 (定員 105 人)	41	34	26	19
和泉保育園 (定員 120 人)	118	116	114	112

(和泉保育園は 4/1、国府幼稚園は 5/1 現在)

(令和 6 年度以降は指数平滑法による推計)

4 北西部認定こども園の整備についての検討

新園の建築について

北西部の公共施設の再整備の一環として、教育センター等の跡地に認定こども園を新築再整備します。整備時期等については、今後の保育ニーズ及び民間園等の整備状況を見極めつつ令和9年度を目途に進めるものです。

下記の理由により、現在の国府幼稚園・和泉保育園の場所から移転して新築を行います。

(1) 子育て支援に関する先駆的な研究や指導を実施する地域の拠点園として、支援が必要な児童を含めたインクルーシブ保育を行うために、施設面での整備を行う必要がある。医療的ケアを要する児童の受入れを考慮すると、現在の施設を改修しての対応は困難なため。(車いすでの移動に配慮した通路幅、ケアのため必要な部屋面積等)

(2) 国府幼稚園・和泉保育園は土地を民間から借用しており、移転して借地解消を図るため。

また、整備手法は、建築工事の高い技術を必要とする建物ではないことや、設計段階において発注者の意見を反映しやすいことから、設計と工事を分離する従来型の分離発注方式で進めていく予定としています。

認定こども園化について

認定こども園とは、就学前の児童が教育と保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設であり、3歳～5歳の児童は保護者の就労状況等の変化によって施設を変更する必要がなく、教育・保育を受けることができるという特徴があります。

また、認定こども園は、機能別に「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4類型に分かれております。

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

今回は、下記の理由により、幼稚園と保育園を一体に整備するだけではなく、就学を見据え、「幼保連携型認定こども園」の整備を行います。

- (1) 架け橋期の生活や学びの連続性を意識したカリキュラムを作成・実施することで、小学校の学びに繋がる資質・能力の基礎を育む必要があること。
- (2) 民間園の大半が認定こども園となっている中、公立拠点園を認定こども園化することにより、職員の資質向上、障がいや発達に遅れのある子どもの教育・保育の充実、養育に関して支援を必要とする子どもの保育、幼保小の連携、子育て支援の充実等について、各地域の幼児教育・児童福祉に対して責任を果たすとともに、民間認定こども園等の指導や支援、統括といった役割を担っていく必要があること。
- (3) 公立幼稚園の園児数が減少する中、幼稚園と保育園が一体化した認定こども園を整備して幼稚園児童の受入れを行うことにより、人間関係を育む上で適正な集団規模の中での教育・保育の機会を確保する必要があること。
- (4) 国府幼稚園と和泉保育園の統合であること。

定員について

前項「国府幼稚園・和泉保育園の現状」の「②北西部地域の児童数等の推移」「③和泉保育園・国府幼稚園の園児数の推移」の内容を、次のとおり整理します。

北西部地域について	○就学前児童数・入所申込人数ともに、緩やかに減少していく。 ○ひばり幼稚園の認定こども園化により保育定員が 100 名増加する。しかし、国府幼稚園・和泉保育園の園児数への影響は、小中学校区が異なり、生活圏も異なることから限定的と見込まれる。
和泉保育園	○現在、弾力的運用により定員を超える児童を受入れているが、推計上、令和 9 年度には定員内に収束していく見込み。 ○芦部保育園・国府第二保育園の統合民営化により、北西部については、北西部認定こども園及び国府第一保育園が、公立園を志向する保護者の受け皿となることが見込まれる。
国府幼稚園	○園児数の減少が続いている。推計上、令和 9 年度には 19 人まで減少するものと予想される。 ○私立幼稚園が通園バスにより広い地域から園児を集め、預かり保育や英語、スイミング等特色ある取組みを行う中、公立幼稚園に対する大幅な需要の増加は見込みにくい。

これを踏まえ、北西部認定こども園の定員については次の考え方を基本とします。

○1号（幼稚園部分）定員について：

国府幼稚園について園児数の減少が見込まれますが、令和9年度時点での在園児については北西部認定こども園で受入れする必要があること、北西部認定こども園では預かり保育を実施予定であり、一定の需要増加が見込まれることから、定員を45人（3～5歳児、各15人）とします。

○2号・3号（保育園部分）定員について：

和泉保育園について、定員と同程度の園児数が今後も見込まれますが、令和9年度時点での在園児については北西部認定こども園で受入れする必要があること、市全体の保育ニーズは増加傾向にあり、北西部地域においても需要増加が見込まれることから、定員を138名とします。

○年齢別定員案

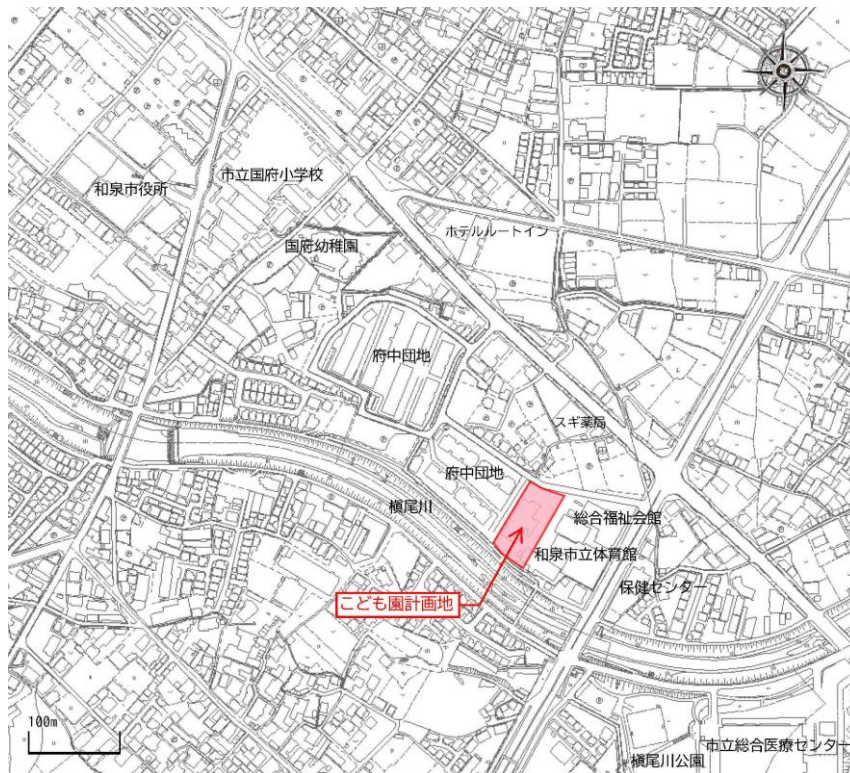
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号	-	-	-	15人	15人	15人	45人
2・3号	9人	15人	24人	30人	30人	30人	138人
合計	9人	15人	24人	45人	45人	45人	183人

（参考）国府幼稚園・和泉保育園 定員数とR5.4月時点の園児数

	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
国府幼稚園（1号）	105人	-	-	-	11人	21人	17人	49人
和泉保育園（2・3号）	120人	6人	10人	20人	21人	30人	30人	117人
合計	225人	6人	10人	20人	32人	51人	48人	167人

5 建築上の条件等

(整備予定地)



計画概要

所在地	和泉市府中町 4 丁目 20-1
敷地設定及び面積	3000 m ² 程度
床面積	1,800 m ²
接道状況	南側 府中今福歩行者道（第 42 条第 1 項第 1 号）4.0m 北側 市表面管理道路
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域
防火地域	防火地域指定無し 建築基準法第 22 条区域
用途	幼保連携型認定こども園
規模	耐火建築物 2 階建て
建ぺい容積率	60% 200%
高さ規制	第 2 種高度地区（最高限度無）
日影規制	4 時間(5m)、2.5 時間(10m) 測定面 4m
周辺環境への配慮	府中団地側住宅への騒音、路上駐車・交通対策

関係法令諸条件

都市計画法	開発許可申請
建築基準法	特殊建築物 児童福祉施設等に該当
河川法	環境保全区域内届出（協議先：鳳土木）
消防法	防火対象物の用途 6 項ハ、境界確定後消防水利包含確認
下水道法	雨污水分流排水

計画地周辺のインフラ整備状況

電気	北側 市管理道路より引込
電話	同 上
ガス	北側 市管理道路西側に敷設有 150φ
水道	東側道路本管 200φより分岐（市管理道路内 50φ引込）
雨水	南側槇尾川へ放流
污水	北側 市管理道路内污水管へ接続

6 整備の基本方針

2ページの「幼児教育・保育を取り巻く現状と課題」の内容を踏まえ、公立認定こども園については、以下のことを基本的な考え方とします。

- (1) 職員の質の向上
- (2) 子ども一人一人を大切にする保育
- (3) 発達や養育に支援を必要とする子どもの保育
- (4) 保幼小の連携
- (5) 子育て支援の充実

和泉市の教育・保育目標

幼児教育・保育については、乳幼児の生涯にわたる人格生成の基礎を培うとともに集団生活の中で様々な経験を育むことが大切であり期待されるものです。

このことから、「人権を大切にする心を育てる」「生きる力を育てる」を保育目標とし、以下の子ども像を願って教育・保育を行っていきます。

- (1) 自分で考え行動できる子ども
- (2) 自分も友達も大切にする子ども
- (3) 意欲的に遊ぶ子ども
- (4) 人の話を聞き、自分の思いを伝えられる子ども

北西部認定こども園整備の基本方針

北西部認定こども園の整備にあたっては、次に掲げる方針に基づいて教育・保育サービスの提供及び施設の整備を図っていきます。

(1) 安心・安全な施設整備

北西部認定こども園は、子どもたちが日々の生活や遊びを安全に、安心しておくれるように、十分に配慮した施設の整備・備品の配置等を行います。

(2) 多様な保育サービスの提供

北西部認定こども園では、延長保育事業、一時預かり事業の実施、また、特別な配慮が必要な児童への対応を強化し、教育・保育のセーフティネットとしての機能を果たせるように施設整備を行います。

(3) 多くの人の利用に配慮した人にやさしい施設の整備

北西部認定こども園は、ユニバーサルデザインを基本とし、子どもや職員だけでなく、保護者や来訪者等あらゆる人の利用に配慮した整備を行います。

また、子どもたちのけがや事故防止への配慮を基本とした施設整備を目指します。

(4) 地域に開かれた認定こども園

これまでも国府幼稚園・和泉保育園では、地域に開かれた行事や保育を実施してきました。

近隣の高齢者施設訪問や学校園との交流、園庭開放など、地域とのつながりを北西部認定こども園でも引き継ぎ、活かしながら、認定こども園と地域の結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。

(5) 市全体の教育・保育の質の向上

北西部認定こども園では、公開保育研修や外部講師を招いた講義等、研修機能の充実を図るための施設整備を行い、市内保育士等のさらなるスキルアップと市全体の保育の質の向上を目指します。

(6) 環境にやさしい施設整備

北西部認定こども園は、SDGsの要素を取り入れ、省資源、省エネルギー等できる限り環境にやさしい施設整備を目指します。

※(4)に関連して、こども家庭庁から、「こども誰でも通園制度」の創設が発表され、令和8年度の本格的な実施を目指し、現在は全国の自治体で試行的な事業をおこなわれているところです。

公立認定こども園で行う一時預かり事業のあり方については、「こども誰でも通園制度」の動向や、子育て支援センター「ぶらんこ」の状況を勘案しつつ、必要な検討を行います。

子育て支援センター「ぶらんこ」

現在、芦部保育園内に、市が運営する子育て支援センター「ぶらんこ」を設置しています。在宅の未就園児を対象に親子が自由に遊んだりおしゃべりしたりできる場として、子育て情報の発信、子育て相談、子育てサークルの支援などを行なっています。

芦部保育園は令和7年度末で移転民営化されるため、令和8年度は別園に仮移転し、令和9年度に完成する北西部認定こども園内に、市が運営する子育て支援センターを設置する予定です。

市が運営する地域子育て支援拠点として、民間の地域子育て支援拠点と連携し、地域の未就園児支援の中核的役割を担います。

保育サービスの方針

北西部認定こども園で提供する保育サービスは、以下のとおりとします。

保育サービス	内 容 等							
通常保育	・ 対象年齢：0歳児（9週）～5歳児							
	・ 児童定員：183人							
	・ 保育時間：月曜日～土曜日							
	開園時間：7時00分～19時00分							
	教育時間：9時00分～15時00分							
	保育時間：9時00分～17時00分							
通常保育	・ 年齢別定員							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	1号	-	-	-	15人	15人	15人	45人
	2・3号	9人	15人	24人	30人	30人	30人	138人
	合計	9人	15人	24人	45人	45人	45人	183人
※4月1日時点年齢								
延長保育	18時30分～19時00分							
一時預かり	保護者が保育が困難となった場合や保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かりする事業です。 対象：和泉市内在住で6ヵ月～就学前 保育時間：月曜日から金曜日…午前9時から午後5時 土曜日…午前9時から午前12時 利用人数：1日おおむね10人							
預かり保育（1号）	通常の教育時間（概ね午前9時～午後3時）の前後の時間帯や、夏期などの長期休業期間中について、概ね保育所並みの時間、お子さんをお預かりする事業です。							
特別支援児保育	個別の配慮や支援を必要とする児童に対し、職員を配置して必要な支援をおこなっています。子どもたちが、遊びや生活を通して一人一人の違いや個性を尊重し、お互いに認め合い、仲間と共に成長していくことをめざしています。							

7 各諸室等の考え方・必要設備

施設整備基準

認定こども園の整備にあたっては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」に基準が定められており、施設の主な基準は次表のとおりです。

	必要諸室と最低基準	設置が望まれる室等
施設等基準	・ 保育室又は遊戯室 1.98 m²/人 ・ 屋外遊戯場 ・ 調理室 (満2歳に満たない乳幼児) - 乳児室又はほふく室 ・ 乳児室 1.65 m²/人 ・ ほふく室 3.3 m²/人 ・ 職員室 ・ 遊戯室 ・ 保健室 ・ 調理室 ・ 便所 ・ 飲料水用設備、手洗用設備 ・ 足洗用設備	調乳室 会議室 研修室 一時的保育室・延長保育室
施設面積基準	園舎 $320+100 \times (\text{学級数}-2) \text{ m}^2$ 以上 (満3歳未満の保育室、遊戯室、及び満2歳未満の乳児室、ほふく室の面積を除く) 屋外遊戯場 $400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$ 以上 $+3.3 \text{ m}^2/\text{人}$ (満2歳以上満3歳未満児)	

概要・必要設備の検討

前項の「和泉市の教育・保育目標」「北西部認定こども園整備の基本方針」を踏まえ、以下の内容を基本として、基本計画の策定を行っていきます。

全 般	
考え方	・車いすでの移動、医療的ケア児（医ケア児）が使用する設備に配慮した整備を行う。 ・医ケア児が使用する、電源を要する設備について、災害による停電時にも継続して使用できるようにする。 ・将来的に保育ニーズが減少したときに、他の目的への活用（未就園児の定期的な預かり、地域での活用、他の施設への転用等）に配慮した整備を行う。
規模・必要設備	・出入口や廊下、園児が使用する部屋やトイレなどの面積について、車いすや医療機器の使用、横たわるスペースを想定して決定する ・太陽光発電、停電時の自家発電設備の設置を検討する。 ・トイレ等の出入りに配慮した設計とする。 ・「和泉市立保育園・幼稚園等危機管理マニュアル」に対応した設計とする。

（イメージ）



各部屋の考え方・必要設備

ア) 保育室等

子どもの日常生活の大半を過ごす場所として、食事、睡眠、休憩、排泄の生活行為と屋内外での遊びを安全・安心に行える環境・空間を整備する。

①ほふく室兼乳児室（0・1歳）

考え方	・ 児童の健やかな生活の場として、自然の風や光を感じられるように、通風や採光に十分に配慮する。 ・ 安全・安心を考慮し、事務室（職員室）から出入口を見通せる位置に配置する。 ・ 乳児が思い切って横臥し、横転、ほふくして体全体の運動ができたり休息したりするほふくスペースを設ける。 ・ 乳児のミルクをつくる調乳室を設ける。（ガラス張りで保育室が見えるような構造） ・ 各自の着替え等・午睡用布団を収納する物入や遊具の出し入れがしやすい棚を設ける。（引き戸）
必要設備	・ 0才保育室は 50 m²程度 ・ 1才保育室は 80 m²程度 ・ 附属室 調乳室（流し台） 沐浴室（沐浴槽、乳児用洋便器洗濯、汚物処理） 物入（引戸、遊具・コットベッド台車ごと収納） ・ 設備 冷暖房設備（エアコン） 床暖房設備（クッションフロアー） 手洗（温水・自動水栓）児童の利用できる高さ

②保育室（2歳）

考え方	・ 児童の健やかな生活の場として、自然の風や光を感じられるように、通風や採光に十分に配慮する。 ・ 各自の着替え等・午睡用布団を収納する物入や遊具の出し入れがしやすい棚を設ける。（引き戸）
規模・必要設備	・ 2才保育室は 60 m²程度 ・ 附属室 トイレ（乳児用洋便器・小便器・汚物処理・シャワーパン） 物入（引戸、遊具・コットベッド台車ごと収納） ・ 設備 冷暖房設備（エアコン） 床暖房設備 手洗（温水・自動水栓）児童の利用できる高さ

③保育室（３・４・５歳）

考え方	・ 児童の健やかな生活の場として、自然の風や光を感じられるように、通風や採光に十分に配慮する。 ・ 多様な種類の遊びを促す環境を整備する。ごっこ遊びやブロック、積木遊びなど様々な道具を広げて遊べる空間を設ける。 ・ 年齢に応じて生活習慣の自立を促せるように、各自の着替えや午睡用布団（３歳児）、カバン、遊具等を収納する物入や棚を設ける。 ・ 同じ年齢の保育室間は扉やパーティション等、行き来ができるような構造にする。
規模・必要設備	・ 保育室は１室 65 ㎡程度を各年齢 2 室設置 ・ 附属室 物入（引戸、遊具・３才：コットベッド台車ごと収納） ・ 設備 冷暖房設備（エアコン） 手洗（温水・自動水栓）児童の利用できる高さ

④一時保育室

考え方	・ 一時保育事業中に子どもたちが安全に、楽しく過ごすことができる保育室を設置する。 ・ 延長保育室と兼用とする。 ・ 他の保育室の動線と分け、玄関近くに設置する。 ・ カバン、遊具等を収納する物入や棚を設ける。
規模・必要設備	・ 保育室は 50 ㎡程度 ・ 附属室 調乳スペース（流し台） 沐浴・トイレ（洋便器・小便器・汚物処理） 物入 ・ 設備 冷暖房設備（エアコン） 床暖房設備 手洗（温水・自動水栓）児童の利用できる高さ

⑤児童用トイレ

考え方	・ ３才～５才児用として保育室の近くに設置する。 ・ ３才保育室に隣接して独立したトイレを設置する。
規模・必要設備	・ 設備 洋便器・小便器 シャワーパン 手洗（自動水栓）児童の利用できる高さ

⑥遊戯室

考え方	・屋内運動場や昼寝の場、行事などの場として、必要な機能を確保する。 ・雨天時の運動を考慮した広さを確保する。 ・パーティションで区切って研修室等に利用できるようにする。 ・0～2歳保育室の近くに小遊戯室を設置する。
規模・必要設備	・200㎡程度(会議室と一体利用) ・小遊戯室(0～2歳児用)は52㎡程度 ・附属室 物入(楽器、遊具、体育器具等 収納) ・設備 冷暖房設備(エアコン) 手洗(温水・自動水栓) 児童の利用できる高さ 放送設備(放送室等へ収納)

イ) 職員室等

認定こども園で働く職員が働きやすい環境を整備することを目指し、職員同士のコミュニケーション、休養、事務処理等を行う場として必要な空間を整備する。

①職員室

考え方	・保育計画の企画立案、教材の準備などの総合的な事務スペースとして、職員規模に応じた広さを確保する。 ・外部からの来訪者が確認でき、施設全体の様子が把握できる場所に配置する。 ・保育室、園庭、玄関への動線を考慮した位置に配置する。 ・書類や教材等の収納について配慮した構造とする。 ・ICT化に対応するため、施設内のネットワーク環境を整備する。
規模・必要設備	・全体で52㎡程度(北松尾幼稚園参考) ・設備 冷暖房設備(エアコン) フリーアクセスフロア 流し台

②保健室

考え方	・乳幼児が発病したり、外傷を負った場合の応急措置や休養の場として、静養可能なスペース(ベッド2台)、必要な医薬品と保管場所を配置する。 ・職員室内に配置し、保育士の目が届くように設置する。 ・医療的ケア児への対応が必要となった場合も考慮した間取りとする。 ・児童の手が届く高さの温水の出る(自動)手洗い場を設ける。
-----	--

	・ 附属室 トイレ（洋便器：大人１ケ、園児１ケ・汚物処理） ・ 設備 冷暖房設備（エアコン） 手洗（温水・自動水栓）児童の利用できる高さ 使用器具洗浄用洗い場
--	--

③調理室

考え方	・ ドライ仕様で設置する。 ・ アレルギー除去食、低年齢児給食への対応を踏まえた調理室を整備する。 ・ 採光や照明、換気や空調を十分に考慮し、清潔で明るい空間とする。 ・ 給食を作る姿や配膳作業等が、ガラス張り等児童から見える位置に設置する。 ・ 調理がスムーズにできるよう天井からのコンセント設置や導線を配慮する。 ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル及び食品衛生法（集団給食施設の取り扱い）に沿ったレイアウトとする。 ・ 調理室は、外部と区画し調理以外の動線がない配置計画とする。
規模・ 必要設備	・ 70 ㎡程度で設置する。 ・ 附属室 調理人専用 更衣休憩室・トイレ 検収室、下処理室、洗浄室、食品庫（明確に区別する） ・ 設備 調理器具が全て収納できる食器消毒保管庫 下処理用の冷蔵庫・乾燥保管庫 スチームコンベクションオーブン・立体炊飯器・回転窯 野菜等の裁断機 シンクにはレバー式水栓 調理室の出入口・トイレの手洗（センサー式） 冷暖房設備（エアコン） 換気扇（十分な吸排気が可能な構造）

④ランチルーム

考え方	・ 児童が楽しく食事ができるスペースを設置する。 ・ 調理室が見える場所に配置し、食に関する興味を持ったり調理の様子を見たり交流を持てるよう配慮する。
規模・ 必要設備	・ 60 ㎡程度（1 クラス 30 人程度の児童が食事できるスペース） ・ 設備 手洗（温水・自動水栓）児童の利用できる高さ

⑤相談室

考え方	・ 保護者との相談や職員の面談に利用するスペースとして設置する。 ・ 授乳・おむつ交換スペースを備え、赤ちゃんの駅の利用者から利用要請があった場合に対応可能とする。 ・ 相談事務が円滑に行えるよう、プライバシーに配慮した構造とする。
規模・ 必要設備	・ 15 m²程度で設置する。 ・ 附属室 授乳室 オムツ交換スペース（汚物処理） ・ 設備 冷暖房設備（エアコン）

⑥会議室（研修室）

考え方	・ 職員が集合して会議等を行うことができる会議室を整備する。 ・ 他保育施設等との合同研修の実施にも活用できるよう整備する。 ・ パーティションで区切り遊戯室と一体利用できるようにする。
規模・ 必要設備	・ 最大で 30 名程度の利用を想定した構造とする。

⑦大人用トイレ

考え方	・ 保護者等の来所者や職員が利用するトイレを設置する。 ・ ユニバーサルデザイン使用のトイレを1か所確保する。
規模・ 必要設備	・ 設備 洋式トイレ、手洗（自動水栓） 福祉のまちづくり条例に適合したトイレを1か所確保する。 おむつ交換台を備えたトイレを1か所確保する。

⑧更衣室

考え方	・ 職員の私的な荷物を置くロッカーや更衣できるスペースを確保する。 ・ 男女を分けて設置する。 ・ 更衣室とは別に休憩室（男女兼用）を設置する。
-----	--

⑨その他

考え方	・ 保育に必要な道具や備品の保管のための倉庫を設置する。 ・ 給食配膳用のダムウェーターを設置する（ワゴンを載せるタイプ） ・ 1, 2 階共に洗濯室を設置する。物干し場も想定したつくりとする。 ・ 廊下の一角や、屋内階段下などに図書コーナーを設置する。
-----	--

ウ) 外部空間

①園庭（屋外遊戯場）他

考え方	・子どもたちが十分に遊べるように最大限の面積を確保する。 ・手洗い・足洗い場を設置する。 ・子どもが安心安全に使える遊具を設置する。 ・屋外倉庫を設置する。 ・東側体育館駐車場の車路よりメンテナンス車両進入用の扉を設ける。 ・南側府中今福歩行者道から進入用の扉を設ける。 ・乳児用園庭に日除けスペースを設ける。
規模・必要設備	・園庭面積 970 m²程度（設置基準 719.2 m²以上） ・設備 手洗・足洗 屋外用倉庫

②プール置場

考え方	・2階屋上部分にプール置場を設置する。 ・シャワー・お尻洗い場を設置する。（温水） ・盗撮防止のため、日除け・目隠し考慮した構造とする。（シャワー・お尻洗い場共） ・乳児園庭にゴムシートを敷いてプールをおけるようにする。
規模・必要設備	・設備 シャワー・お尻洗い場（温水） 日除けテント

③駐車場・駐輪場

考え方	・子どもの送迎等のための駐車スペースを必要台数分確保する。 ・障がい者用・おもいやり区画駐車スペースを設置する。 ・子どもたちの安全に十分に配慮し、歩道を設け歩車分離できる配置とする。 ・送迎時に混雑が発生しないよう、施設からの動線を考慮した配置とする。 ・障がい児・医療的ケア児が雨に濡れずに移動できるように、必要な場所に屋根を設置する
規模・必要設備	・駐車スペース こども園 10 台、子育て支援センター5 台 計 15 台（障がい者用・おもいやり区画 含む） ・自転車 こども園 10 台、子育て支援センター10 台 計 20 台（屋根付） ・設備 防犯カメラ

工) 地域子育て支援センター

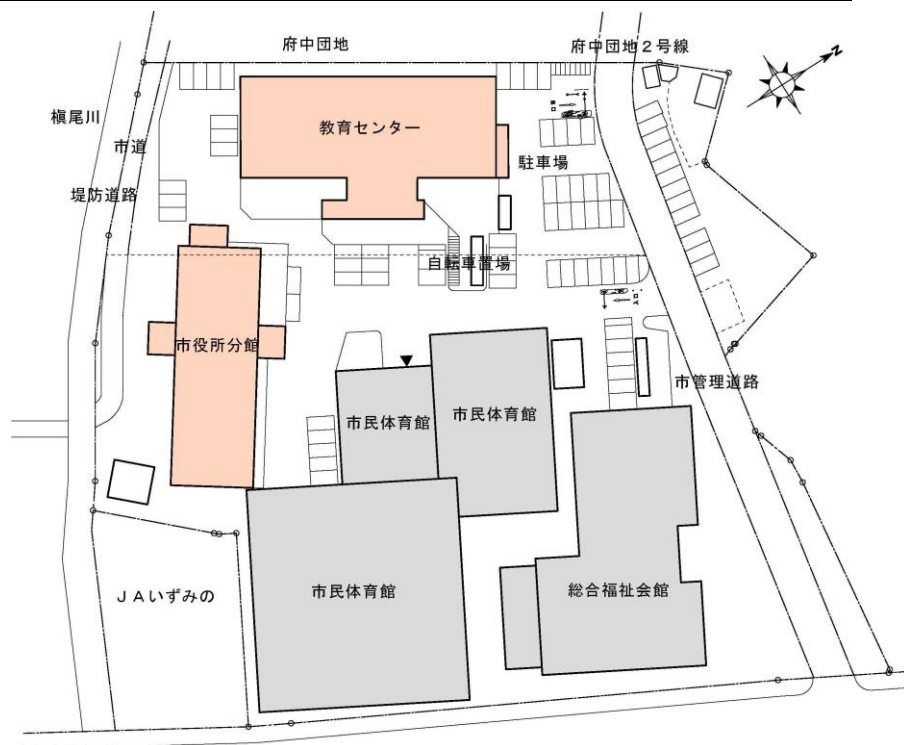
地域の子育て支援の拠点として、子どもや保護者が利用しやすく、また相談等にも応じやすい空間を整備する。

考え方	・ 職員人数、利用児童・保護者の人数に応じた広さを確保する。 ・ 保護者との相談や授乳に利用するスペースを設置する。 ・ 授乳室兼相談室は、おむつ交換台を備え、相談事務が円滑に行えるようプライバシーに配慮した構造とする。 ・ 玄関に手洗いを設置する。 ・ 保護者が乳児のミルクを作る調乳スペースを設置する。 ・ 保護者や職員が利用できる大人用洋式トイレ、未満児用のトイレを設置する。(ユニバーサルデザイン仕様) ・ 保育に必要な道具や備品の保管のための倉庫を設置する。 ・ 書類や教材等の収納について配慮した構造とする。 ・ 子育て支援センターに来所した子どもたち用に菜園、テラスを設置する。 ・ 子育て支援センター事務室からこども園へ出入りできる扉を設置する。
規模・必要設備	・ 全体 130 ㎡程度で設置する。 ・ 附属室 - 事務室 (流し台 温水) - 相談室 (オムツ交換台) - 調乳室 (流し台) - トイレ (大人用トイレ、乳児用トイレ) - 物入 (教材・備品・書類) ・ 設備 - 冷暖房設備 (事務室・相談室共) - 床暖房 (子育て支援室) - 手洗 (温水・自動水栓) 児童の利用できる高さ - インターホン (子育て支援センター専用) - ネットワーク環境を整備する。 ・ 外部 - テラス - 菜園 - 手洗い、足洗い場

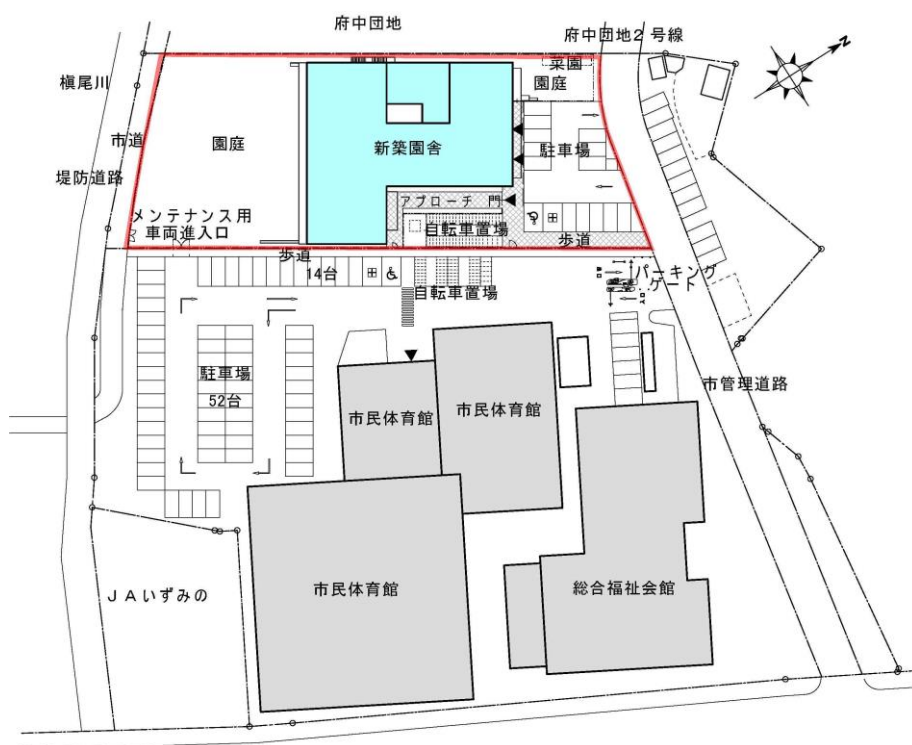
※その他必要な施設等については、今後の基本・実施設計において検討する。

8 施設整備計画

全体配置計画



現況配置図



計画配置図

【 敷地設定 】

- ・ こども園敷地は、現状の公道への接道（南側のみ建築基準法上の道路）と、車両進入経路となる北側（市管理）道路より、南北の道路に接する敷地として設定
- ・ こども園用地として敷地面積≒3000 m²で設定（敷地測量後、再調整が必要）
- ・ 体育館との敷地境界線は、土地の有効利用しやすい整形とするため、東側府中団地境界線より平行（≒35.5m）に境界線を設定

【 こども園配置計画 】

- ・ 車両進入が可能な北側をメイン進入口とし、駐車スペースを北側に配置
- ・ 駐車場は送迎時の混雑緩和と安全確保のため、一方通行として出口と入口を設置
- ・ 進入経路には歩道を設け歩車分離した計画とする
- ・ 子育て支援センター玄関前に屋根のある歩道と駐車スペースを設置
- ・ 園庭は陽当りの良い南側（槇尾川側）に設置、運動会や練習も想定し使いやすい巾や形状で広さを確保（設置基準 719.2 m²以上）
- ・ 園舎および運動場の保育エリアへの進入経路は全て北側からとし、必ず事務所で管理された玄関より進入する配置とする（敷地中央に園舎を配置）

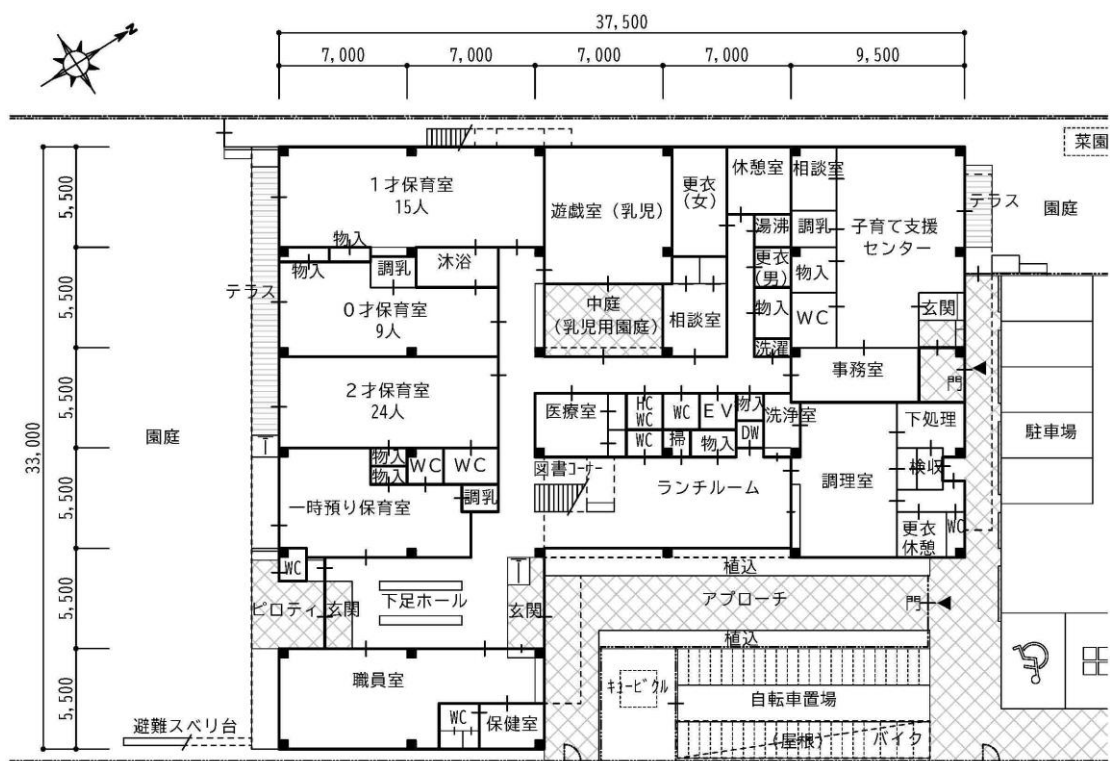
【 隣地体育館 】

- ・ 現状と同じく北側道路より進入
- ・ 槇尾川側の市道から、自転車や歩行者、乳母車が入れる間口を設定
- ・ 敷地内に南北の進入経路をつなぐ歩道を設置
- ・ 体育館利用者の駐車場として、現状と同じく駐車台数 50 台以上を確保
- ・ 車両進入口は、料金ゲート（入口、出口）の設置と、歩行者・自転車の進入口も含めた巾を確保

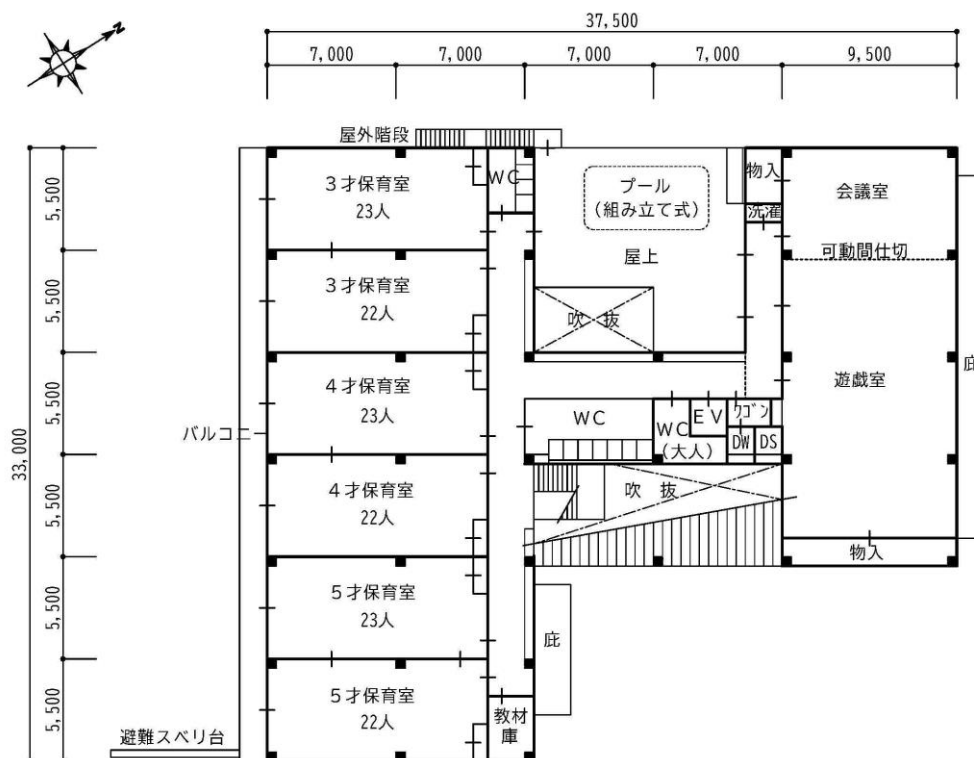
【 敷地整備 】

- ・ 境界確定後、南側府中今福歩行者道および北側市管理道路用地を分筆予定
- ・ 北側の市管理道路は分筆して市道とする予定

園舎計画



1階平面図



2階平面図

【園舎の平面計画】

- ・ こども園玄関アプローチ、調理室食材搬入口、子育て支援センター玄関は、それぞれ専用出入口を設ける為、メイン進入口である北側へ配置
- ・ 園舎内を各エリアに分けて配置
 - 1階 乳児エリア、管理エリア、調理エリア、子育て支援センター、
 - 2階 幼児エリア、遊戯室多目的エリア
- ・ エリア内での動線の交差を避け、廊下が長くなり過ぎないように、共用エリア（廊下・階段）を建物の中心に配置

【1階】

- ・ 職員室は、進入アプローチ・園庭・玄関・階段・乳児エリアが見通せる位置に配置
- ・ 延長保育室として利用する一時預り保育室や、調理室横の多目的に利用できるランチルームは、保育室エリアと分けて利用できるように玄関の近くに配置
- ・ 保育室は南面園庭側に配置（日当たり、避難、開口部向の向きによる騒音対策）
- ・ 園舎の中央に中庭を設けることで園舎内への採光と通風を確保する
- ・ 中庭は乳児用遊戯室と一体利用できる形態とし、乳児の安全な遊び場やプール置場として利用
- ・ 図書コーナーは、早く食事が済んだこども達が待つスペースにも利用できるようにランチルーム横に設置（動線の中央で中庭に面した明るいスペースに設置）

【2階】

- ・ 保育室は南面園庭側に配置（日当たり、避難、開口部向の向きによる騒音対策）
- ・ 雨の日の室内園庭として利用できる遊戯室の広さを確保し、可動間仕切により会議室としても利用（廊下から別々の出入口を設置）
- ・ 2階屋上プールは園舎に囲まれた場所に設置することで周囲からの視線を遮断

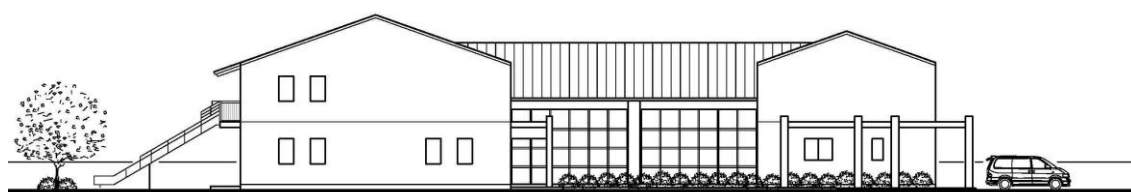
【子育て支援センター】

- ・ 独立性を持ちながら、事務室から保育園へ出入りできる併設する連携施設として配置
- ・ 子育て支援センター利用のこども達が安全に利用できる専用の園庭と菜園を確保

【 立面計画案 】



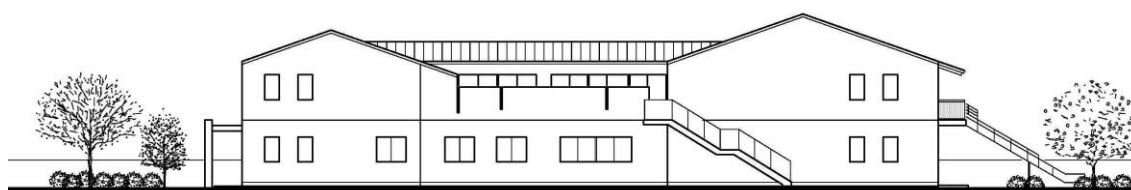
北立面図



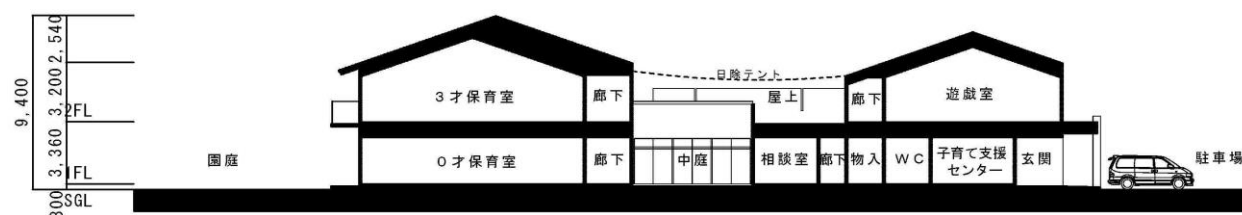
東立面図



南立面図



西立面図



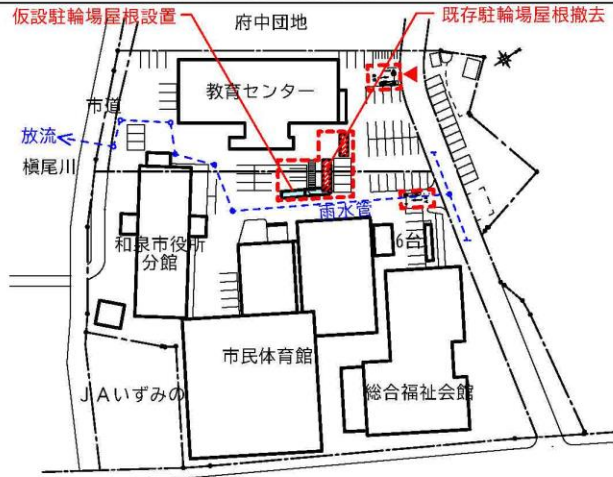
断面図

各室面積表

室 名		階	面積	室数	備 考
ア 保育室等	乳児室兼ほふく室(0歳児)	1	52.60	1	
	乳児室兼ほふく室(1歳児)	1	81.00	1	
	保育室(2歳児)	1	60.00	1	
	保育室(3歳児)	2	128.80	2	
	保育室(4歳児)	2	128.80	2	
	保育室(5歳児)	2	128.80	2	
	一時預り保育室	1	59.50		
	遊戯室	2	142.50		
	乳児用遊戯室	1	52.50		
	医療室	1	17.50		トイレ・物入 含
	ランチルーム	1	56.73		
	トイレ・沐浴室	1,2	58.85		児童用
	調乳室	1	7.25		0,1才保育室、一時預り保育室内
	物入(保育室内)	1,2	17.60		各保育室に設置
イ 職員室等	職員室	1	65.38		
	保健室	1	14.37		トイレ含
	調理室	1	84.44		下処理・更衣・トイレ・食品庫含
	相談室	1	18.50		授乳室・汚物室 含
	会議室(研修室)	2	57.00		可動間仕切りで遊戯室と一体利用
	大人用トイレ	1,2	18.00		多目的トイレ 含
	更衣・休憩室	1	35.35		更衣室男女分け
	洗濯室・掃除具入	1,2	6.25		
	物入・倉庫	1,2	40.60		
	湯沸・配膳ワゴン置場	1,2	8.10		
共用部	玄関ホール	1	70.00		
	廊下・階段	1,2	207.24		絵本コーナー含
	EV・DW	1,2	13.25		
	その他	1	15.11		
子育て支援センター		1	133.00		事務室・トイレ・相談室・調乳含
床面積 計			1,779.02		

工事ステップ図

ステップ① 進入路整備準備工事

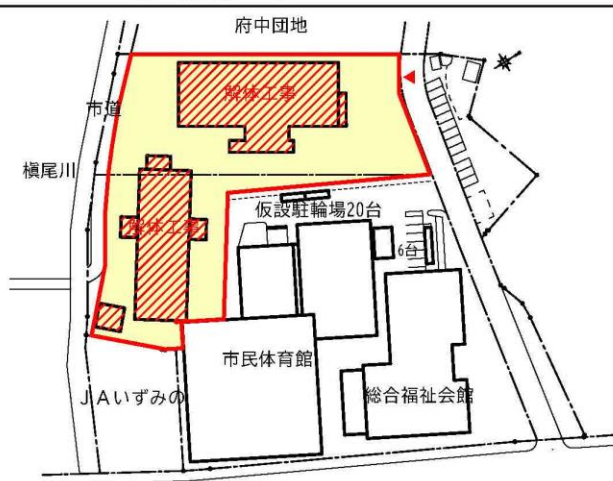


- ・ 構造物撤去
自転車置場屋根・植込
駐車場ゲート
照明ポール・縁石・花壇
車止めポール

体育館側

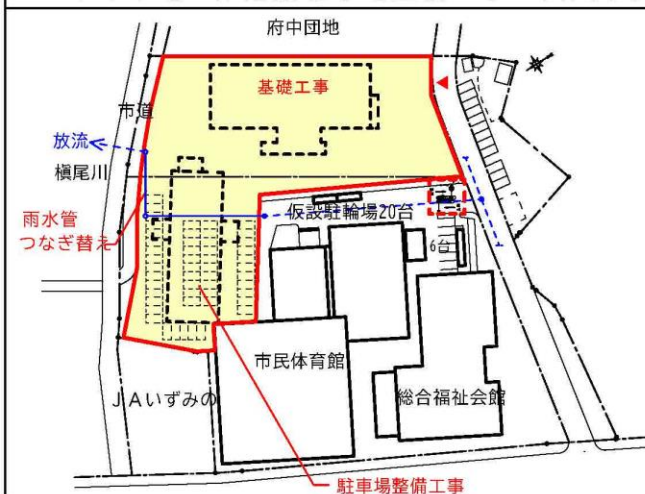
- ・ 駐車区画ライン・車止め撤去
撤去後仮舗装
- ・ 進入口切り下げのうえ仮舗装
- ・ 仮設駐輪場屋根設置工事

ステップ② 解体工事



- ・ 既存建物撤去工事

ステップ③ 体育館駐車場整備工事・出入り口ゲート整備工事



- ・ 既存基礎撤去部埋戻し

体育館側

- ・ 体育館駐車場整備工事
- ・ 駐車場進入ゲート設置工事
- ・ 雨水排水管つながぎ替え

凡例

- 工事エリア
- 仮囲
- ◀ 工事車両出入口
- ▨ 解体撤去建物
- 新築建物

ステップ④ 園舎新築工事



- ・ 園舎新築工事
- ・ 運動場整備工事

ステップ⑤ 外構工事

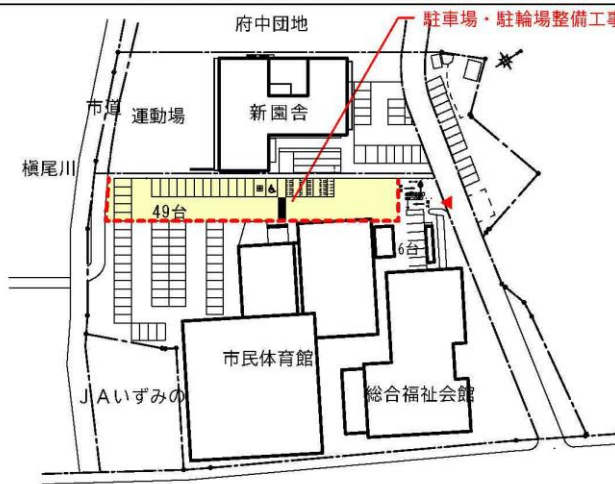


- ・ こども園道路側外構工事

体育館側

- ・ 仮設駐輪場撤去工事
- ・ 歩道設置工事

ステップ⑥ 体育館駐車場・駐輪場整備工事



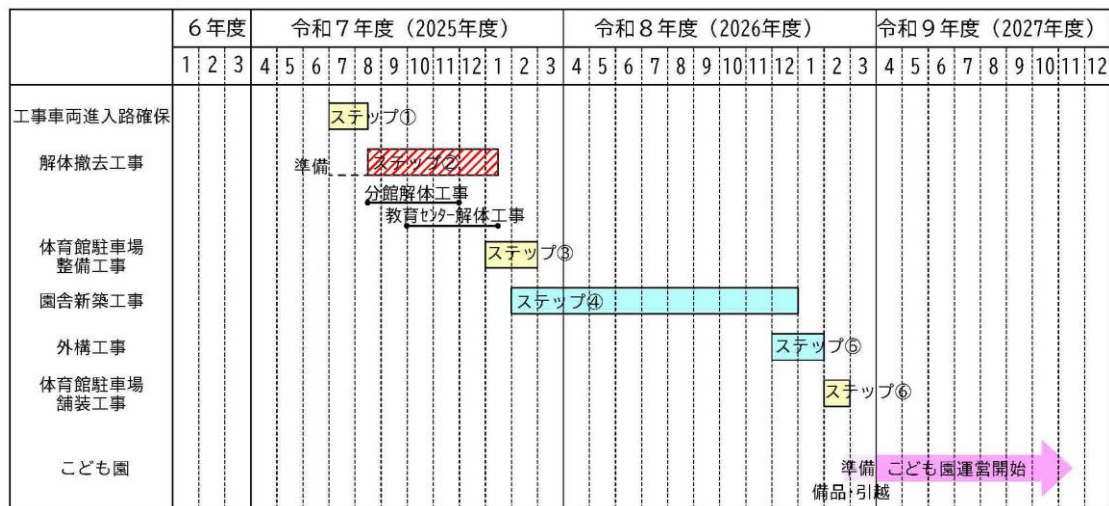
体育館側

- ・ 駐車場・車路舗装工事
駐車区画ライン引き
- ・ 駐輪場舗装工事
(駐輪場屋根設置工事)

凡例

- 工事エリア
- 仮囲
- ◀ 工事車両出入口
- ▨ 解体撤去建物
- 新築建物

9 事業スケジュール



（※）基本計画策定段階でのスケジュールであり、今後の基本設計・実施設計等
 変更となる場合があります。